

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課

産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号				
手続名	商工組合及び商工組合連合会に対する必要な措置の命令	根拠条項	第67条				
処分基準	<p>第67条の規定による商工組合及び商工組合連合会に対する必要な措置の命令については、商工組合及び商工組合連合会の業務若しくは会計が法令、定款若しくは規約に違反し、又は、組合の運営が不当と認める場合において、違反の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断するものとする。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	目次NO